

■労働関係指標

完全失業率	8月の完全失業率(季節調整値) 2.4% (前月比0.1ポイント低下)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.63倍 (前月と同水準)
就業者数 (季節調整値)	6,662万人 (前月差26万人増加)	定期給与	現金給与総額(原数値) 276,366円 (前年同月比0.9%増)

Topics 1. 平成30年度 地域別最低賃金額改定について

今年も例年通り、10月に地域別最低賃金の改定がありました。今回は、地域別最低賃金の改正ポイントとともに、最低賃金の適用範囲をご紹介します。また、毎月の賃金は、最低賃金額を上回る支払いが必要となります。支払額が基準を満たしているかの確認方法もご紹介いたしますので、このタイミングで一度、見直しを行いましょう。

Point1 今年の改定ポイント

今年の世界別最低賃金の改定ポイントは以下の通りです。

- 改定額の全国加重平均額は874円(昨年度848円)
- 最高額(東京都985円)に対する最低額(鹿児島県761円)。最高額と最低額の比率は、77.3%(昨年度は76.9%)と4年連続の改善
- 全国加重平均額26円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げ額

Point2 適用範囲

最低賃金は事業場で勤務する正社員・契約社員・アルバイト等の属性に関係なく、賃金を支払っている全ての労働者に対して適用されます。また、派遣労働者の最低賃金については、派遣先の事業場がある都道府県の最低賃金が適用されますのでご注意ください。

Point3 確認方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを確認するには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額^{*1}を以下の方法で比較します。

- ① 時給制の場合 時給額 ≥ 最低賃金額
- ② 日給制の場合 日給 ÷ 所定労働時間(1日) ≥ 最低賃金額
- ③ 月給制の場合 月給^{*2} ÷ 平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
- ④ 出来高払制の場合 出来高払制の賃金総額 ÷ 出来高払制によって労働した総労働時間数 ≥ 最低賃金額

※1 特定の産業においては産業毎に最低賃金(産業別特定最低賃金)が設定されております。産業別特定最低賃金が適用される場合は、地域別最低賃金と比較し高い方の最低賃金が適用されます。

※2 割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金等は除きます。

近年の「働き方改革実行計画」において、全国加重平均が1000円になることを目指しているために最近の大幅な引上げが実行されており、来年度以降も同様の引上げが予想されます。

従業員の賃金水準を毎年見直しただけでは事業所のコストが増えるのみになってしまうので、これを機に生産性向上の施策等も合わせて行い、会社全体の業務の見直しを行ってはいかがでしょうか。

都道府県毎の地域別最低賃金に関しましては下記のHPでご確認ください。

厚生労働省 地域別最低賃金制度HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/

TOPICS 2. 配偶者控除および配偶者特別控除の取り扱いの変更点

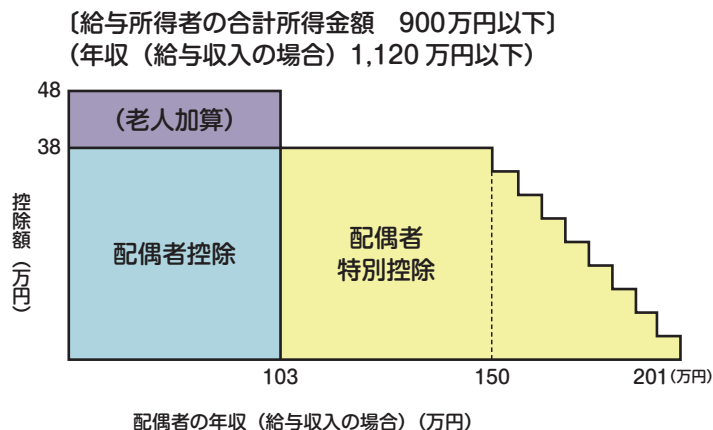
今年も年末調整の時期となりました。本年1月より適用となった配偶者(特別)控除の改正について、あらためてご説明します。

Point1 控除をうける給与所得者の年収要件

配偶者の年収が103万円以下であることに加え、今年からは給与所得者にも年収1,220万円以下という制限が設けられました。さらに、年収に応じて段階的に控除額が変わります。

Point2 配偶者の年収要件の緩和

配偶者の年収が103万円を超えた場合、従来は141万円までその額に応じ控除額が減額されていましたが、今年から配偶者の年収150万円まで、最大38万円の配偶者特別控除が認められるようになりました。150万円超、201万円まではそれぞれの年収区分により控除額が決定されます。



Point3 年末調整での申告方法

配偶者控除等申告書が新しい書式になります。双方の所得金額から区分を確定し、自分の控除額がいくらになるかを確認します。扶養控除等申告書の配偶者の欄に記入できるのは、上図(本人年収1,120万円以下)で配偶者の年収150万円までの方となります。

詳しい記入方法、その他ご不明な点は、担当者へお問い合わせください。

編集後記《霜月》 冬の支度

最近肌寒い日が増え、少しずつ冬の訪れを感じます。今年の立冬は11月7日で、暦上ではこの日から冬が始まるとされています。ちなみに1年の内で最も体調を崩しやすい季節と言われているそうです。私も季節の変わり目は体調を崩しやすいので、今年は早めに寒さ対策を始めようと考えています。

毎年の冬の支度を「衣」・「食」・「住」で考えると「衣」・「住」の体外的な対策ばかりに気が行くことが多いかもしれません。そこで今年は旬

TOPICS 3. 特定技能と共生社会

様々な分野で人手不足が解消されていない現状に鑑み、政府は、就労を目的とする新たな在留資格を創設し、外国人材の受入れを更に進めていく方針に舵を切りました。その具体的内容は、2018年10月の関係閣僚会合で承認された、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に関する法律案の骨子に示されています。

かなり詳細な対策が書きこまれていますが、新たな在留資格(「特定技能」と仮称)の創設と、それに伴う「アメとムチ」の政策を列挙したものと要約できます。今秋の臨時国会での議論によりはりますが、現時点で考えられている内容は、以下の通りです。

- ①「特定技能」の在留資格は、新たな業所管官庁の定める試験に合格、または3年間の技能実習を修了したものに与えられることから、これまでの「技術・人文知識・国際業務」在留資格のような専門性・技能を求められるものではなく、単純労働に近い分野で認められることとなります。業種として、当初は人手不足が著しいとして「農業」「介護」「建設」「造船」「宿泊(観光)」が挙げられていましたが、その後業界団体から「製造業」「水産業」「小売業」の中でいくつもの業種で追加の要望が出されて、10数業種になるとの報道もあります。
- ②生活者としての外国人に対する支援を前面に出しています。具体的には、日本語教育の充実を柱としながら、行政・生活情報の多言語化、防災対策の充実、子どもの教育の充実など、多岐にわたっています。
- ③一方で、在留管理体制は強化するとしています。入国管理局の「庁」への格上げや人員増と共に、厚生労働省との情報共有による外国人の在留・雇用状況の正確な把握、警察等関係機関との協力により、不法滞在者への対策は強化する、とあります。

この政策転換によって、企業は人手不足をある程度解消できることが期待できます。そして、より複雑となる労務管理において、我々のような専門家がお手伝いできる分野は増えるものと思われれます。一方で、新たな住民として外国人を受入れ、その支援を行うのは、行政を中心とした地域社会です。その人的・金銭的負担は、誰が負うのでしょうか。政府の掛け声はかなり先走っていますが、幅広い議論がなされ、地域社会も納得するような共生社会が実現することと、強く願っております。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

の食材をしっかりと食べて、体の内側からも支度をしていこうと考えています。11月に旬を迎える食材は大根、ほうれんそう、白菜、鮭などがあります。その食材の中でも根菜類は夏野菜と比べて水分量が少ないので、食べることで体を温める効果があると言われているそうです。

皆さんも旬の食材をたくさん食べて、体の中から冬の支度を始めてみてはいかがでしょうか。

(工)



Facebook 随時更新★



いいね! お待ちしています♪

Facebookにて最新情報をお届けしております <https://www.facebook.com/arcandpartners>

